

米国の関税措置に関する総合対策タスクフォースの構成員の指名について

令和7年4月11日
米国の関税措置に関する総合対策本部長決定
令和7年11月21日
一部改正
令和8年4月3日
一部改正

米国の関税措置に関する総合対策本部の設置について（令和7年4月8日閣議決定）第3項の規定に基づき、米国の関税措置に関する総合対策タスクフォースの構成員を次のとおり指名する。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣官房長官
副議長 経済産業大臣
日本成長戦略担当大臣
構成員 内閣官房副長官（事務）
内閣官房国家安全保障局長
内閣官房副長官補（内政担当）
内閣官房副長官補（外政担当）
内閣官房T P P等・米国関税措置総合対策本部事務局国内調整統括官
関係行政機関の職員で議長の指定する官職にある者